

放課後等デイサービス まなびや 総合的支援プログラム

〈事業所に関する基本情報〉

- 1 事業所名 放課後等デイサービスまなびや まなびや松木
- 2 作成年月日 令和6年8月8日
- 3 法人基本理念 子どもたちの成長した未来に貢献する
- 4 支援方針 利用者一人一人の発達や能力の状況に応じて総合的な課題と具体的な手立てを設定し、併設する児童クラブとも連携して、インクルーシブな環境の中で自立に向けた支援を進めていく。
- 5 営業時間 平日 13:00～19:00 土曜日・長期休暇 8:00～18:00
- 6 送迎の有無 有

〈支援内容〉

◆本人支援◆

「本人支援」とは、障害のある子どもの発達の側面から、

- ① 心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」
- ② 運動や感覚に関する領域「運動・感覚」
- ③ 認知と行動に関する領域「認知・行動」
- ④ 言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」
- ⑤ 人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」

の5領域を相互に関連づけた支援プログラムである。

『目 標』

障害のある子どもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようになること。

① 健康・生活

【ねらい】

- (1) 健康状態の維持・改善
- (2) 生活のリズムや生活習慣の形成
- (3) 基本的生活スキルの獲得

【まなびやの支援内容】

- ① 健康状態の把握→利用時に、健康状態のチェックを実施していく。子どもの障害の特性に合わせて保護者もしくは学校等の支援者に対して口頭で心身の状況を確認していく。また、利用中に体調の変化がある場合には適切な対処（例：かかりつけ医或いは提携医療機関への受診、保護者への状況の報告など）を行う。
- ② 健康の増進→長時間の利用となる場合には、昼食時を利用しての食育を実践していく。なお、子どもの障害特性として、口腔内機能・感覚等に配慮することや、摂食時の姿勢の調整および摂食の補助などの支援を行っていく。また、生活習慣の自立を目指して、排泄についても子どもの発達段階を評価しつつ、家庭での状況と連携して支援していく。
- ③ リハビリテーションの実施→子どもの障害特性に応じて必要な個別のリハビリテーションを提供していく。
- ④ 基本的な生活スキルの獲得→食事、衣類の着脱、排泄、身なりを整える等の生活を営む上で必要となる基本的技能の習得に対して、一対一での対応を基本とし視覚情報の提示（例：イラスト、写真掲示、動画視聴など）など子どもの障害特性に合わせた指導を実践していく。
- ⑤ 生活リズムの安定→定期的かつ定時に通所を計画し、スケジュールボードを使い、一日の見通しをもたせながら生活できるように支援していく。
- ⑥ 構造化された部屋のレイアウトの提示→視覚的に「何がどこにあるか」「どこで何をするか」を具体的に表示し、子どもが安心できる環境を作り、混乱せず落ち着いて過ごせるようにする。

② 運動・感覚

【ねらい】

- (1) 姿勢と運動・動作の向上
- (2) 姿勢と運動・動作の補助的手段の活用
- (3) 保有する感覚の総合的な活用

【まなびやの支援内容】

- ① 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上→専門職（理学療法士など）が一人一人の子どもを適切に評価し、日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化などに関する支援内容を立案し実践していく。
- ② 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用→専門職（作業療法士など）が一人一人の子どもを適切に評価し、姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合があれば、様々な補助用具等の手段を活用し支援していく。
- ③ 保有する感覚の総合的な活用→子どもの発達段階及び特性に配慮した視覚、聴覚、触

覚等の感覚を十分に活用できるような遊び（新聞遊び、バランスボール、トランポリン等）を実践していく。また児童クラブの子どもと共有の遊びや運動を通して、統合的な身体感覚の獲得のための支援を行う。（例：フラフープ、ボードゲーム、キネキックサンド、お手玉、なわとび、鉄棒など）

- ④ 指先のトレーニング→手先・指先の不器用さを改善し、微細運動の能力を高める遊びをさせる。（例：ひも通し、ペグ差し、折り紙、ブロックなど）
- ⑤ 感覚過敏に配慮→イヤーマフの配置、空間を仕切るパーテーションやカーテンなどを使用して、環境設定する。

③ 認知・行動

【ねらい】

- (1) 認知の発達と行動の習得
- (2) 空間・時間、数等の概念形成の習得
- (3) 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

【まなびやの支援内容】

- ① 感覚や認知の活用→視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促すために制作活動（例：折り紙、レゴブロック、キネティックサンド、段ボール工作など）や身体遊び（バランスボール、トランポリン、フラフープ、マット運動など）を学習プログラムとして取り入れていく。
- ② 知覚から行動への認知過程の発達→専門職（心理資格職員など）が、環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程を適切に評価し、子どもの特性に合った環境調整ならびに関わり方に関する支援を実践していく。
- ③ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成→物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるように机上であれば認知教材（ことば図鑑カード、ブロック、粘土、キネティックサンド等）を活用し取り組んでいく。
- ④ 数量、大小、色等の習得→日常生活場面での活動（食事や衣服の着脱など）を通じて、子どもの発達段階に対応した数量、形の大きさ、重さ、色の違い等の習得のための具体的な働きかけ（例：声掛けなど）を日常生活の中で行う。
- ⑤ 認知の偏りへの対応→一人一人の子どもを適切に評価し、認知の特性を把握し情報を適切に処理できるような環境調整や支援者の関わり方の指導や調整を行っていく、また、保護者に対しても認知の偏り等の個々の特性に関する情報を伝えこだわりや偏食等に対する家庭での具体的な支援を提案していく。また、感覚、認知の偏りに対するリフレーミングをし、ネガティブな物事に肯定的な意味を与え、短所を長所としてとらえられる

ようにし、自尊感情を高める。

- ⑥ 行動障害への予防及び対応→感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害に対して事前に環境調整など予防策を講じ、適切行動の獲得に向けた適切な支援を行う。(例：SSTカード、コミック会話、きもちカード)

④ 言語・コミュニケーション

【ねらい】

- (1) 言語の形成と活用
- (2) 言語の受容及び表出
- (3) コミュニケーションの基礎的能力の向上
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用

【まなびやの支援内容】

- ① 言語の形成と活用→具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援プログラムを立案し実践していく。
- ② 受容言語と表出言語の支援→子どもの発達段階に応じた話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援を行う。(例:SSTカード、SSTワーク、コミック会話)
- ③ 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得→子ども一人一人に応じて構築された環境における人との相互作用を通して、共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。
- ④ 指差し、身振り、サイン等の活用→子どもの発達段階に対応するコミュニケーション手段(例：指差し、身振り、サイン等)を選定し、環境の理解と意思の伝達ができる機会を積み重ねていけるように環境及び関わり方の調整を実施していく。
- ⑥ 読み書き能力の向上のための支援→障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。(絵本、図鑑、パズル等の活用)
- ⑥ コミュニケーション機器の活用→各種の文字・記号、絵カード、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。

⑤ 人間関係・社会性

【ねらい】

- (1) 他者との関わり(人間関係)の形成
- (2) 自己の理解と行動の調整
- (3) 仲間づくりと集団への参加

【まなびやの支援内容】

- ① アタッチメント（愛着行動）の形成→人との関係を意識し、身近な人と親密な関係を築き、その信頼関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を実践していく。（例：個人面談や遊びを通して、自尊心を高めたり認めたりする。）
- ② 模倣行動の支援→遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを促していく環境調整並びに関わりを実践していく。（例：見立て遊び、ごっこ遊び、模擬演技）
- ③ 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援→子どもの発達段階に応じた感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びの環境を整え、その上で、次の発達段階として見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊びなどの象徴遊びへ促すための関わり方を提案し支援者が実践していく中で、徐々に社会性の発達を支援する。
- ④ 一人遊びから協同遊びへの支援→発達段階に応じた支援者の関わり方を提案し、周囲に子どもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊び、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びをしたりといったスモールステップでの遊びの育ちを促し社会性の発達を支援する。
- ⑤ 自己の理解とコントロールのための支援→子どもの発達段階に応じた支援者の関わり方を提案し、大人を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるようになるための支援を実践していく。
- ⑦ 集団参加支援→子どもの発達段階や特性に応じた環境調整並びに関わり方の提案を行い、子ども自らが自発的に集団に参加し手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援していく。（例：ルールを視覚化）

◆家族支援◆

「家族支援」とは、障害のある子どもを育てる家族に対して、障害の特性を共有しつつ、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるため、障害があっても継続して我が子どもの成長を支えていく家族のため、関係者が十分な配慮を行い、日々子どもを育てている保護者の思いを尊重し、保護者に寄り添いながら行っていく支援である。

【ねらい】

- (1) 家族からの相談に対する適切な助言やアタッチメント形成（愛着行動）等への支援
- (2) 家庭の子育て環境の整備への支援
- (3) 関係者・関係機関との連携による支援

【まなびやの支援内容】

- (ア) 送迎時の子どもに関する情報の提供と家族の困り感や要望の聞き取り(チャンス相談)
- (イ) 子育て上の課題の聞きとりと必要な助言(定期的な支援の調整)

- (ウ) 子どもの発達上の課題についての気づきの促しとその後の支援
- (エ) 子どもを支援する輪を広げるための橋渡し(保護者会の開催など)
- (オ) 相談支援専門員との定期的な支援会議や支援計画の調整
- (カ) 関係者・関係機関の連携による支援体制の構築
- (キ) 家族支援プログラム(個別の面談等)の実施

【支援に当たっての配慮事項】

- 家族支援は、家族が安心して子育てを行うことができるよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等を行う。
- 家族支援は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が多いが、父親や兄弟姉妹、さらには祖父母など、家族全体を支援していく。
- 家族が子どもの障害の特性等を理解していくためのプロセス及び態様に配慮していく。特に、子どもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援を重点的に、個別性に配慮して慎重に行っていく。
- 家族支援において明らかとなってくる虐待(ネグレクトを含む)の疑いや心理カウンセリングの必要性など、専門的な支援が必要な場合は、適切な対応を行う。
- 家族支援を実施する際には、必要に応じて、障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)等を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、児童相談所、専門医療機関、保健所等と緊密な連携を行って実施していく。

◆移行支援◆

「移行支援」とは、インクルージョン(地域社会への参加・包摂)を推進するために、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、障害のある子どもに対する「移行支援」を行い、可能な限り、地域の教育や関係機関等の支援を受けられるようにしていくとともに、将来的なライフステージの切り替えに向けた準備や、地域での生活を含む地域社会への参加・包摂に係る係わりをもつことで同年代の子どもとの仲間づくりを図っていくための支援プログラムである。

【ねらい】

- (1) 配慮された移行支援(支援内容の共有や支援方法の伝達)
- (2) 移行先への支援と支援体制の構築
- (3) 同年代の子どもとの仲間づくり

【まなびやの支援内容】

- 具多的な移行を想定した専門職による子どもの発達の評価
- 合理的配慮を含めた移行先の環境の評価
- 具体的な移行先との調整

- 家族への情報提供や移行先での環境調整
- 移行先との支援方針や内容等の共有
- 子どもの情報、保護者の意向等についての移行先への伝達
- 並行利用における、利用日数や時間等の調整
- 相談支援等による移行先への支援

◆地域支援◆

「地域支援」とは、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、学校・保育園等の子育て支援機関等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るための支援プログラムである。

【ねらい】

- (1) 地域における連携の核としての役割
- (2) 地域の子育て環境の構築
- (3) 地域の支援体制の構築

【まなびやの支援内容】

- ① 保育所等の子育て支援機関との連携（例：保育所等訪問支援、巡回相談 支援）
- ② 医療機関、保健所、児童相談所等の専門機関との連携
- ③ 教育機関の関係者等との連携
- ④ 地域支援の体制の構築のための会議への出席
- ⑤ 個別のケース検討のための会議への出席（相談支援事業所、市子育て支援関係課との連携）
- ⑥ （自立支援）協議会等への参加

【支援に当たっての配慮事項】

- 支援を利用する個々の子どもに対する個別の支援会議から生じた課題等を地域の「（自立支援）協議会」において検討するなど、地域全体の課題として取り組んでいくように働きかけていく。
- 地域の支援体制を構築していくために重層的な支援体制が構築できるように協力していく。

◆職員の質の向上に資する取組◆

- 職員研修担当を事務分掌上に選任し、年間計画に基づいて研修を企画・運営する。
（アンケートをもとにした、職員のニーズに合わせた研修、演習を含めた研修）
（地域の有識者による講話や、企業の研修担当者による企画研修）
- 所外研修を奨励し、勤務の振替や参加経費の補助などを行い、研修に参加しやすい

環境を構築する。また、所外研修の成果を参加者が他の職員に還元する機会を設ける。

- 勤務開始時におけるミーティングによる利用者の状況理解と対応に関する協議を行い、どの職員も利用者個々の特性で寄り添った療育の展開に寄与する。

◆主な行事等◆

- 新規利用者利用に関するオリエンテーション(3月末)
- 通学路の総点検と、下校訓練（近隣小学校から施設まで）
- 災害に対応した避難訓練（年2回）
- 時期に応じた行事(七夕、夏祭り、卒園者の送別会など)